



# 佐賀県公報

平成18年  
7月7日  
(金曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(三九・職員課)	二
◎佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(四〇・" )	五
◎公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(四一・" )	六
◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例	(四二・財務課)	七
◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(四三・税務課)	八
◎佐賀県市町合併推進審議会条例	(四四・市町村課)	九
◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(四五・公安委員会)	二〇
◎佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例	(四六・教育委員会)	二〇
◎佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例	(四七・健康福祉本部)	二二
◎佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例	(四八・新産業課)	二三
◎佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例	(四九・流通課)	二三

### 公布された条例のあらまし

○佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)

1 次に掲げる移動を通勤の範囲に加えることとした。(第二条の二関係)

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動

(2) 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

2 傷病等級に該当する障害は地方公務員災害補償法第二八条の二第二項第二号に規定するところにより、障害等級に該当する障害は同法第二九条第二項に規定するところによることとした。(別表第一及び別表第二関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、公布の日から施行し、1については、平成一八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害から適用することとした。

○佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

1 佐賀県知事等の退職手当に関する在職期間の月数の計算方法を改めることとした。(第三条、第四条及び第七条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

1 地方公務員災害補償法の改正に伴い、職員派遣後職務に復帰した職員に関する佐賀県職員給与条例等の適用に当たり、公務とみなす派遣先団体における業務のうち通勤について、所要の改正を行うこと等とした。(第五条及び第一一条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

1 介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験受験申込みに係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

2 介護支援専門員証の書換え交付及び再交付申請に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

3 1に係る手数料を指定試験実施機関に納付することとした。(別表第二関係)

係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

○**中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**  
(条例第四三号)

1 商業基盤施設に係る基本計画のうち県税の不均一課税が適用されるものを平成二〇年三月三十一日までに公表されたものとする。 (第三条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○**佐賀県市町合併推進審議会条例** (条例第四四号)

1 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律 (以下「法」という。)第六〇条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県市町合併推進審議会 (以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。 (第一条関係)

2 審議会は、委員一〇人以内で組織することとした。 (第二条関係)

3 委員の任期は、二年とすることとした。 (第三条関係)

4 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理することとした。 (第六条関係)

5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。 (第七条関係)

6 その他所要の事項を定めることとした。

7 この条例は、公布の日から施行することとした。

○**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例** (条例第四五号)

1 児童福祉法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。 (別表第一関係)

2 この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。

○**佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例** (条例第四六号)

1 佐賀県立香楠中学校及び佐賀県立武雄青陵中学校を新たに設置するとともに

に、佐賀県立武雄高等学校と佐賀県立武雄青陵高等学校とを再編統合し、佐賀県立武雄高等学校を新たに設置することとした。 (別表関係)

2 この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○**佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例** (条例第四七号)

1 診療報酬の算定方法等が施行されたことに伴い、次に掲げる佐賀県条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県立病院好生館使用料手数料条例

(2) 佐賀県保健所使用料および手数料条例

(3) 佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例

(4) 佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○**佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例** (条例第四八号)

1 地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。 (第四条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○**佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例** (条例第四九号)

1 卸売市場法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。 (第六条、第七条及び第一八条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十九号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
 条例の一部を改正する条例

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和  
 四十二年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、  
 「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場  
 所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反し  
 て就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定め  
 る要件に該当するものに限り。)

第二条の二第二項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項  
 の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第八条の二第一項中「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第九条中「なかつたとき」を「治つたとき」に、「までの等級」を「までの  
 障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第十二条第一項第四号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の三第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の  
 表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第一中「等級」を「傷病等級」に改め、同表の備考を  
 次のように改める。

備考 この表に定める傷病等級に該当する障害は、法第二十八条の二第一項  
 第二号に規定するところによる。

別表第二中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を  
 次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第二十九条第二項に規  
 定するところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害  
 補償等に関する条例第二条の二の規定は、平成十八年四月一日以後に発生し  
 た事故に起因する通勤による災害から適用し、同日前に発生した事故に起因  
 する通勤による災害については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正す  
 る条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2	<p>(通勤)</p> <p>第二条の二 この条例で「通勤」とは、職員          が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理          的な経路及び方法により行うことをいい、          公務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>一 住居と勤務場所との間の往復</p> <p>二 一の勤務場所から他の勤務場所への移          動その他の規則で定める就業の場所から          勤務場所への移動(規則で定める職員に          関する法令の規定に違反して就業してい          る場合における当該就業の場所から勤務          場所への移動を除く。)</p> <p>三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後          続する住居間の移動(規則で定める要件          に該当するものに限り。)</p> <p>職員が、前項各号に掲げる移動の経路を</p>	<p>(通勤)</p> <p>第二条の二 この条例で「通勤」とは、職員          が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、          合理的な経路及び方法により往復すること          をいい、公務の性質を有するものを除くも          のとする。</p> <p>職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又</p>

逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない事由により行つたための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(傷病補償年金)

第八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において、次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第一に定める傷病等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

一・二 略

2 略

(障害補償)

第九条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第二に定める第一級から第七級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級

は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない事由により行つたための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(傷病補償年金)

第八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において、次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第一に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

一・二 略

2 略

(障害補償)

第九条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおつたとき、別表第二に定める第一級から第七級までの等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八

から第十四級までの障害等級に該当する障害が存する場合においては、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(遺族補償年金)

第十二条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第三項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一・三 略

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第二の第七級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態にあること。

2・3 略

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第二条の三 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払

級から第十四級までの等級に該当する障害が存する場合においては、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(遺族補償年金)

第十二条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第三項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一・三 略

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第二の第七級以上の等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態にあること。

2・3 略

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第二条の三 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払

一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
略	略

2・3 略

(障害補償年金前払一時金)

第二条の四 略

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3・4 略

別表第一(第八条の二関係)

種別	傷病等級	倍数
略	略	略

備考 この表に定める傷病等級に該当する障害は、法第二十八条の二第一項第二号に規定するところによる。

別表第二(第九条、第十二条関係)

種別	障害等級	倍数
略	略	略

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第二十九条第二項に規定するところによる。

一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
略	略

2・3 略

(障害補償年金前払一時金)

第二条の四 略

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3・4 略

別表第一(第八条の二関係)

種別	等級	倍数
略	略	略

備考 この表に定める等級に必ずる障害に關しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)の別表第二の例による。

別表第二(第九条、第十二条関係)

種別	等級	倍数
略	略	略

備考 この表に定める等級に必ずる障害に關しては、法別表の例による。

佐賀県知事等の退職手当に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十号

佐賀県知事等の退職手当に關する条例の一部を改正する条例

佐賀県知事等の退職手当に關する条例(昭和五十六年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「在職月数」を「在職期間の月数」に改める。

第四条の見出し中「在職期間」の下に「の月数」を加え、同条中「在職期間」の下に「の月数」を加え、「の属する月から退職した日の属する月までの月数による」を「から起算してこれに相当する日の前日までを一月として行い、一月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる」に改める。

第七条中「第四条及び」及び「とし、知事等が退職した日の属する月において再び知事等となつたときは、その月は後の知事等の在職期間」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県知事等の退職手当に關する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 八 略</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 八 略</p>

(在職期間の月数の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算は、知事等となつた日から起算してこれに相当する日の前日までを一月として行い、一月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(在職期間の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、知事等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

第七条 前条において、国家公務員又は国家公務員を経た一般職の職員が退職した日の属する月に引き続いて知事等となつたときは、その月は知事等の在職期間とする。

第七条 第四条及び前条において、国家公務員又は国家公務員を経た一般職の職員が退職した日の属する月に引き続いて知事等となつたときは、その月は知事等の在職期間とし、知事等が退職した日の属する月において再び知事等となつたときは、その月以後の知事等の在職期間とする。

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四十一号

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「通勤」の下に「当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。」を加える。

第十一条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(職務に復帰した職員に関する佐賀県職員給与条例等の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第七条及び第八条において同じ。)

に関する佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十六条の五第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)第二十二條

第一項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員

災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(特定法人)

第十一条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という)は、次に掲げるものとする。

第十一條 法第十條第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という)は、次に掲げるものとする。

改 正 前

(職務に復帰した職員に関する佐賀県職員給与条例等の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第七条及び第八条において同じ。)

に関する佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十六条の五第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)第二十二條

第一項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(特定法人)

第十一條 法第十條第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という)は、次に掲げるものとする。

一 株式会社のうち、県が資本金その他これに準ずるものの百分の二十五以上を出資しているもので人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、県が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるもの

一 株式会社又は有限会社のうち、県が資本金その他これに準ずるものの百分の二十五以上を出資しているもので人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、県が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるもの

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十二号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十三号の次に次の一号を加える。

九十三の二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十九條の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	九千円	受験申込みのとき
---	--------------------------	--------------------	-----	----------

別表第一第九十四号中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削り、同表第九十

五号の五の次に次の二号を加える。

九十五の六 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第一百三十三條の二第三項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付	介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	介護支援専門員証書換え交付手数料	千五百円	書換え交付申請のとき
九十五の七 介護保険法施行規則第一百三十三條の二第五項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付	介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	千五百円	再交付申請のとき

別表第二中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 別表第一第九十三号の二に掲げる手数料	介護保険法第六十九條の二第七項に規定する指定制験実施機関
------------------------	------------------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後					改正前				
別表第一(第二条関係)					別表第一(第二条関係)				
事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期	事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
一〇九十三 略	介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	九千円	受験申込みのとき	一〇九十三 略				

<p>九十五〇九十五の五 略</p> <p>九十五の六 介護支援 介護支援 千五百円 介護保険法 専門員証 専門員証 施行規則の書換え 書換え交 (平成十一 交付を受 付手数料 年厚生省令 けようこ 第三十八号) する者 第二百三十三 の二十三第 一項の規定 に基づく介 護支援専門 員証の書換 え交付</p> <p>九十六〇九十四の四 略</p> <p>九十五の七 介護支援 介護支援 千五百円 介護保険法 専門員証 専門員証 施行規則第の再交付 再交付手 百十三条のを受けよ 手数料 二十五第一うとする 項の規定に者 基づく介護 支援専門員 証の再交付</p>	<p>九十四 介護 介護支援 介護支援 三千八百円 保険法第六 専門員証 専門員証 十九条の七の交付を 交付手数 第一項の規 受けよう 料 定に基づくとする者 介護支援専 門員証の交 付</p> <p>九十四 介護 介護支援 介護支援 三千八百円 保険法(平 専門員証 専門員証 成九年法律 の交付を 交付手数 第九十二号) 受けよう 料 第九の七第 一項の規定 に基づく介 護支援専門 員証の交付</p>	<p>手 数 料 指定試験機関等</p> <p>一〇六 略</p> <p>六の二 別表第一第九十三 介護保険法第六十九条の二 号の二に掲げる手数料 十七第一項に規定する指定 試験実施機関</p> <p>六の三・六の四 略</p> <p>七〇七 略</p>	<p>手 数 料 指定試験機関等</p> <p>一〇六 略</p> <p>六の二・六の三 略</p> <p>七〇七 略</p>
--	---	---	---

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十三号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十一年佐賀県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
(県税の不均一課税)	(県税の不均一課税)
<p>第三条 市町が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定により公表した日(当該公表した日が平成二十年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)</p>	<p>第三条 市町が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定により公表した日(当該公表した日が平成十八年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)</p>



<p>2 略</p> <p>について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋（当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等（以下「事務所等」という。）に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県条例」という。）第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。</p>	<p>2 略</p> <p>について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋（当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等（以下「事務所等」という。）に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県条例」という。）第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。</p>
--	--

佐賀県市町合併推進審議会条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十四号

佐賀県市町合併推進審議会条例

(趣旨)

第一条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県市町合併推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、経営支援本部において処理する。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律附則第二条第一項に規定する日限り、その効力を失う。  
 (委員の任期の特例)

3 前項に規定する日において委員である者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考の三中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

参考資料

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	別表第一(第四条関係)略 備考 一・二略 三 「児童福祉施設」とは、児童福祉法	改正前	別表第一(第四条関係)略 備考 一・二略 三 「児童福祉施設」とは、児童福祉法
-----	--	-----	--

(昭和二十二年法律第六十四号)第七條第一項に規定する児童福祉施設を  
 (昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設をいう。

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十六号

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立唐津東中学校	唐 津 市
------------	-------

を

佐賀県立唐津東中学校	唐 津 市
佐賀県立香櫛中学校	鳥 栖 市
佐賀県立武雄青陵中学校	武 雄 市

に、

佐賀県立武雄高等学校	武 雄 市
佐賀県立武雄青陵高等学校	武 雄 市

を

佐賀県立武雄高等学校

武 雄 市

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の佐賀県立学校設置条例別表に規定する佐賀県立武雄高等学校及び佐賀県立武雄青陵高等学校は、この条例による改正後の佐賀県立学校設置条例別表の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日まで、存続するものとする。

参考資料

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

別表(第3条関係)

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立唐津東中学校	唐 津 市
佐賀県立香楠中学校	鳥 栖 市
佐賀県立武雄青陵中学校	武 雄 市
略	略
佐賀県立武雄高等学校	武 雄 市
略	略

改 正 前

別表(第3条関係)

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立唐津東中学校	唐 津 市
略	略
佐賀県立武雄高等学校	武 雄 市
佐賀県立武雄青陵高等学校	武 雄 市
略	略

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十七号

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部改正)

第一条 佐賀県立病院好生館使用料手数料条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に、「(平成六年厚生省告示第二百三十七号)」を「(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)」に改める。

(佐賀県保健所使用料および手数料条例の一部改正)

第二条 佐賀県保健所使用料および手数料条例(昭和三十年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に、「健康保険算定方法」を「診療報酬算定方法」に改める。

(佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例及び佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

一 佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例(昭和四十七年佐賀県条例第八号)別表

二 佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例(昭和五十八年佐賀

県条例第十八号) 第三条第一項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>(諸料金の額)</p> <p>第二条 諸料金の額は、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)により算定する額とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及びその他の法令によりその額を定められたものについては、当該法令の定めるところによる。</p> <p>2・3 略</p>	改正前	<p>(諸料金の額)</p> <p>第二条 諸料金の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第二百三十七号)により算定する額とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及びその他の法令によりその額を定められたものについては、当該法令の定めるところによる。</p> <p>2・3 略</p>
-----	---	-----	--

第二条(佐賀県保健所使用料および手数料条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>(諸料金の額)</p> <p>第二条 諸料金の額は、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)以下「診療報酬算定方法」という。)により算定した額の八割に相当する額以内にお</p>	改正前	<p>(諸料金の額)</p> <p>第二条 諸料金の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)以下「健康保険算定方法」という。)により算定した</p>
-----	---	-----	---

いて知事が定め、診療報酬算定方法により  
難いもの及び診療報酬算定方法に定めのないものについては、その実費を基準として  
知事が定める。

第三条(佐賀県衛生業センター使用料及び手数料条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>別表(第二条、第三条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>一</td> <td>微生物検査</td> <td rowspan="2">診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)</td> </tr> <tr> <td>二・三</td> <td>その他の試験検査</td> </tr> </table>	分類	項目	金額	一	微生物検査	診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)	二・三	その他の試験検査	改正前	<p>別表(第二条、第三条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>一</td> <td>微生物検査</td> <td rowspan="2">健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)により算定した額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)</td> </tr> <tr> <td>二・三</td> <td>その他の試験検査</td> </tr> </table>	分類	項目	金額	一	微生物検査	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)により算定した額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)	二・三	その他の試験検査
分類	項目	金額																	
一	微生物検査	診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)																	
二・三	その他の試験検査																		
分類	項目	金額																	
一	微生物検査	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)により算定した額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)																	
二・三	その他の試験検査																		

第三条(佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	(使用料等の額)	改正前	(使用料等の額)
-----	----------	-----	----------

**第三条** 使用料の額は、診療報酬の算定方法〔平成十八年厚生労働省告示第九十二号〕により算定した額とする。

**第三条** 使用料の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法〔平成六年厚生省告示第五十四号〕により算定した額とする。

2 略

2 略

佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十八号

佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「資本金等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条の算式中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除等)</p> <p><b>第四条</b> 知事は、特区内において対象施設を対象事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後引き続く五年(以下「課税免除対象期間」という。)に係る各年又は各事業年度の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額のうち次の算式により算定した額(以下</p>	<p>(事業税の課税免除等)</p> <p><b>第四条</b> 知事は、特区内において対象施設を対象事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後引き続く五年(以下「課税免除対象期間」という。)に係る各年又は各事業年度の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額のうち次の算式により算定した額(以下</p>

「対象所得等」という。)に対して特例対象者に課する事業税については課税を免除し、当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続く五年に於ける対象所得等に対して特例対象者に課する事業税については、佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号、以下「県税条例」という。)第四十九条又は第五十一条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に二分の一を乗じて得た税率とすることができる。

「対象所得等」という。)に対して特例対象者に課する事業税については課税を免除し、当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続く五年に於ける対象所得等に対して特例対象者に課する事業税については、佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号、以下「県税条例」という。)第四十九条又は第五十一条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に二分の一を乗じて得た税率とすることができる。

当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で対象事業に従事する者の数  

$$\text{対象所得等} = \frac{\text{当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で対象事業に従事する者の数}}{\text{当該特例対象者が特区内に於ける事業年度の課税標準となるべき当該年又は前年度の課税標準となるべき当該年又は前年度の所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額}} \times \text{当該特例対象者が特区内に於ける事業年度の課税標準となるべき当該年又は前年度の所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額}$$

当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で対象事業に従事する者の数  

$$\text{対象所得等} = \frac{\text{当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で対象事業に従事する者の数}}{\text{当該特例対象者が特区内に於ける事業年度の課税標準となるべき当該年又は前年度の課税標準となるべき当該年又は前年度の所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額}} \times \text{当該特例対象者が特区内に於ける事業年度の課税標準となるべき当該年又は前年度の所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額}$$

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十九号

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例

佐賀県卸売市場条例(昭和四十六年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「営業」の下に「又は事業」を加える。

第十八条第一項中「の二」を「のいずれか」に改め、同項第五号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。  
参考資料

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(卸売業務の許可に係る取扱品目の部類及び許可申請書) 第六条 略</p> <p>2 法第五十八条第一項の許可の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに事業計画その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人である場合にあつては、<u>資本</u>又は<u>出資の額及び役員</u>の氏名</p> <p>三 略</p> <p>(営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第七条 開設者又は法第五十八条第一項の許可を受けた者(以下「<u>卸売業者</u>」という。)が営業又は事業(地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者又は卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 4 略</p> <p>(名称の変更等の届出) 第十八条 開設者又は卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(卸売業務の許可に係る取扱品目の部類及び許可申請書) 第六条 略</p> <p>2 法第五十八条第一項の許可の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに事業計画その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人である場合にあつては、<u>資本</u>又は<u>出資の額及び役員</u>の氏名</p> <p>三 略</p> <p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第七条 開設者又は法第五十八条第一項の許可を受けた者(以下「<u>卸売業者</u>」という。)が営業(地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者又は卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 4 略</p> <p>(名称の変更等の届出) 第十八条 開設者又は卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
	<p>一 四 略</p> <p>五 法人である場合にあつては、<u>資本</u>若しくは<u>出資の額</u>又は<u>役員</u>を変更したとき。</p> <p>六 略</p> <p>2 略</p> <p>一 四 略</p> <p>五 法人である場合にあつては、<u>資本</u>若しくは<u>出資の額</u>又は<u>役員</u>を変更したとき。</p> <p>六 略</p> <p>2 略</p>

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷